

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会  
「MOVE ON 2026」ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下、「合同準備会」という。）が、2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）を契機とした大会の機運醸成や地域の活性化につながる取組を応援するために制作したロゴマーク（以下、「MOVE ON 2026」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(権利帰属・管理事務)

第2条 「MOVE ON 2026」は別紙のとおりとする。

2 「MOVE ON 2026」の一切の権利は、合同準備会に帰属し、それらの管理事務については、合同準備会事務局長（以下、「管理者」という。）が行う。

(使用の届出)

第3条 「MOVE ON 2026」を使用する者（以下、「使用者」という。）は、事前に「MOVE ON 2026」使用届（様式第1号）に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 使用届により届出を行った者は、届出の内容に変更が生じたときは、「MOVE ON 2026」使用変更届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、口頭で届け出ることにより、前2項に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方自治体又は公の施設の指定管理者が使用するとき。
- (2) 学校等（保育園、幼稚園、認定こども園を含む。）が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が営利を目的とせず、個人的に又はこれに準ずる限られた範囲内で使用するとき。
- (5) その他管理者が適当と認めるとき。

(届出の受理)

第4条 前条の規定による届出があった場合、管理者はその内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 「MOVE ON 2026」の使用目的にそぐわないと認められるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 提供する物品やサービスの品質を合同準備会等が保証するものとして使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (6) 合同準備会の信用又は品位を傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当又は類似する業種又は事業者が使用するとき。
- (8) 消費者金融、高利貸しに係る業種又は事業者が使用するとき。
- (9) たばこに係る業種又は事業者が使用するとき。
- (10) ギャンブルに係る業種又は事業者（宝くじに係るものを除く。）が使用するとき。
- (11) 法令に定めのない医療類似行為を行う事業者が使用するとき。
- (12) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (13) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者が使用するとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるとき。

(遵守事項)

第5条 「MOVE ON 2026」の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める「「MOVE ON 2026」ロゴマーク使用ガイドライン」の規定を遵守すること。ただし、デザイン等で疑義が生じた場合は、管理者と協議すること。
- (2) 当該使用に係る物件が完成した場合は、原則として、速やかに完成見本等（その形状や内容が分かる写真又はデータ等も可。）を管理者に提出すること。ただし、第3条第3項の各号に該当する場合は、管理者からの求めがない限り、その提出は不要とする。
- (3) 管理者から要請があった場合は、その使用実態を報告すること。
- (4) 当該使用にあたっては、管理者が「MOVE ON 2026」の活用事例等として紹介する場があることを予め承諾すること。
- (5) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(改善・使用の差し止め等)

第6条 使用者が、この要綱に違反したときは、管理者は、当該物件の改善、差し止め、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。

(経費等の負担)

第7条 管理者は、この要綱による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は回収等に要した一切の経費を負担しない。

(責任の所在)

第8条 使用者は、「MOVE ON 2026」の使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、「MOVE ON 2026」の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第9条 「MOVE ON 2026」の使用料は無料とする。

(使用期限)

第10条 「MOVE ON 2026」の使用期限は、2027年3月末までとする。ただし、使用形態によっては、それ以前の使用期限を付する場合がある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

(別紙)

